

し尿処理手数料徴収業務委託に係るプロポーザル評価基準

1 趣旨

この基準は、し尿処理手数料徴収業務委託に係る参加業者からの提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 評価方法

審査及び評価は、し尿処理手数料徴収業務委託に係るプロポーザル審査委員会において次のとおり行うものとする。

審査委員は、参加業者からの提案内容を基に、別紙「し尿処理手数料徴収業務委託に係るプロポーザル評価基準表」で採点を行うものとし、各審査委員の評価点の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。

（1）契約候補者の選定方法

選定にあたっては、選定委員会を組織し、事業者からの提案書類及びプレゼンテーション内容の評価を行い、最も高い評価点のものを受託候補者とする。

（2）順位の決定方法（合計点数が同点となった場合の取り扱い）

点数が同点の場合は、見積額の少ない業者を受託候補者とする。

なお、点数及び見積額とともに同じ場合は、審査委員と協議のうえ、総合的な見地から委員長である市民生活部長が順位を決定する。

（3）最低基準点の設定

合計点数100点×委員数5名×50% = 250点とする。

（4）参加業者が1者の場合の取り扱い

参加申込者が1者であっても審査を行い、別紙「し尿処理手数料徴収業務委託に係るプロポーザル評価基準表」に基づいて受託候補者を決定する。ただし、「（3）最低基準点」を満たさない場合は、不調とする。

3 評価基準（評価項目、評価の視点、配点、配点基準等）

別紙「し尿処理手数料徴収業務委託に係るプロポーザル評価基準表」のとおり